



息子が無断でした介護施設の契約は取り消せる？



相談者の気持ち

長年、認知症を患う妻を介護してきましたが、息子が私に無断で妻を介護施設に入所させてしまいました。成年後見制度は利用しています。妻を自宅で介護したいので連れ戻したいのですが可能でしょうか。

小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省（現経済産業省）などの勤務経験を生かし、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題など広く取り組む

A

夫の知らないうちに息子が妻を介護施設に入所させたことで、妻に対する重大な人権侵害が疑われる相談内容ですが、他方で妻は認知症を患っているということで、本人（妻）保護のために何が必要なのかも考える必要があります。

施設への入所は施設との契約に基づくものであるはずですので、誰が入所契約をしたのかが問題となります。

契約をしたのが本人（妻）である場合、認知症を患っている妻による契約は無効ではないかということが問題になります。もっとも、認知症といってもその程度は様々ですので、契約をした當時に契約をできるだけの判断能力が妻にあったかどうか、ということになります。既に認知症という診断を受けていますので、認知症に関する医療記録や、現在の主治医による診断等に基づいて判断されることになります。

契約をしたのが息子であった場合、息子に代理権があったかどうかが問題となります。代理権は通常、委任状によって与えられますが、委任状が残っていたとしても、その委任状が本人（妻）作成のものなのか、また、本人（妻）に委任状を作成するだけの判断能力があったのかどうかが問題となります。

これらの問題について、話し合いで解決がつ

けばよいのですが、それが難しい場合、裁判所に判断を求めることがあります。

その場合、「妻を自宅で介護したい」という相談者の希望がそのまま認められるかについては、妻の希望や諸々の事情を考慮して判断されることになるものと考えられます。

「諸々の事情」というのは、相談者の「自宅で介護したい」という希望が真実のものなのか、これまでの介護の実情や妻及び相談者の財産状態、息子との関係、息子が妻を入所させるに至った事情などということになります。このようなことが考慮されるのは、相談者が責任をもって介護するに値するのかどうか、何らかの身勝手な動機で妻を手元に置いておきたいということではないのか、ということを判断する必要があるからです。

また、仮に入所契約が無効ということになったとしても、施設としては結論が出るまでは妻の介護をしてきたので、それに要した費用を請求する権利を有することになり、その清算をする必要があります。逆に入所契約が有効ということになったとすると、妻の入所費用を相談者と息子のどちらが負担することになるのかの問題が生じます。

このように複雑な問題となりますので、施設や息子さんとの交渉段階から弁護士に依頼して対応されることをお勧めします。